

チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール品質表示基準の一部改正の概要

○改正のポイント

チルドハンバーグステーキとチルドミートボールは、使用する原材料や製造方法などが概ね同一であることから、品質表示基準で定める用語の定義や表示方法の整合性を図ることとした。

チルドハンバーグステーキの改正概要

第2条(定義)に関する改正内容

- ①チルドハンバーグの用語の定義を、食肉及び植物性たん白の原材料に占める重量割合の算定に具を含まないことを明確化する
- ②具の用語の定義を、具の場所(「上部に載せる」)を、上部以外の場所でも対応できるように「添えるもの」に変更する

第3条(表示の方法)に関する改正内容

- ①名称について、1種類の食肉を使用したものについては、「チルドハンバーグ〇〇」と記載することを義務から任意へと改正する
→今回は改正を見送り、今後の検討課題と整理。
- ②原材料名について、具の原材料の記載方法を明確化する

チルドミートボールの改正概要

第2条(定義)に関する改正内容

チルドミートボールの用語の定義に、「食肉の原材料に占める重量の割合が50%を超え、かつ、植物性たん白の原材料に占める割合が20%以下であるものに限る。」を規定し明確化する

チルドハンバーグステーキの表示例

名 称	チルドハンバーグ(チキン)
原材料名	鶏肉、玉ねぎ、パン粉(小麦を含む)、ウスターソース(りんごを含む)、砂糖、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、水あめ、食塩、香辛料、醸造酢(小麦を含む)、揚げ油(植物油)、 ソース[ウスターソース(りんごを含む)、砂糖、トマトペースト、玉ねぎ、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、醸造酢(小麦を含む)、でん粉、りんごペースト、食塩、香辛料、にんにく]
内 容 量	90g(固形量60g)
賞味期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	10℃以下で保存
製 造 者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区△△



チルドミートボールの表示例

名 称	チルドミートボール
原材料名	鶏肉、たまねぎ、つなぎ(でん粉、パン粉)、砂糖、粗ゼラチン、粒状植物性たん白、果糖ぶどう糖液糖、食塩、ポークエキス、しょうが、チキンエキス、ポークコラーゲン、香辛料、チャツネ、調味料(アミノ酸等)、甘味料(キシロース)、 ソース[糖類(果糖ぶどう糖液糖、砂糖)、しょうゆ、醸造酢、でん粉、みりん、チキンブイヨン、発酵調味料、香味油、カラメル色素、調味料(アミノ酸)]、(原材料の一部に卵、乳、牛肉、りんごを含む)
内 容 量	77g(固形量65g)
賞味期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	10℃以下で保存
製 造 者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区△△

